

# 使用前検査合格証

原規規発第2112281号  
20191107保第12号

四国電力株式会社

取締役社長 社長執行役員 長井 啓介 殿

令和元年11月7日付け原子力発第19282号（令和2年2月27日付け原子力発第19405号、令和3年6月18日付け原子力発第21128号、令和3年10月11日付け原子力発第21257号、令和3年11月22日付け原子力発第21292号及び令和3年12月23日付け原子力発第21331号をもって変更の内容を説明する書類の提出）をもって申請がありました電気工作物については、電気事業法（昭和39年法律第170号）第49条第1項の規定に基づき、合格とします。

令和4年1月19日

原子力規制委員

経済産業大臣 萩生田 光